

プロジェクトチームの設置及びその運営について

平成26年7月22日

一部改正 平成27年6月 5日

一部改正 平成28年6月22日

総合海洋政策本部参与会議座長

1. 設置の目的

海洋基本計画に記載された諸施策の実施状況等を定期的にフォローアップ・評価するための手法や、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に検討するため、参与会議に別紙のプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置する。

2. 構成員

- (1) PTは、参与の推薦を聴取の上、参与会議座長が指名する参与及び外部有識者により構成する。
- (2) PTに主査を置く。主査は、当該PTの参与のうちから、座長が指名する。
- (3) 参与がPTの会議へ出席できない場合は代理の者を出席させることができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. PTの運営

- (1) PTの会議については非公開とする。
- (2) 内閣官房総合海洋政策本部事務局が、PTの事務局を務める。
- (3) PTの検討に当たっては、事務局に加え、必要に応じ、関係行政機関の職員の参加を求めるものとする。なお、参与会議と関係行政機関の対話が重要であることに鑑み、関係行政機関の職員の参加を積極的に求めるものとする。
- (4) PTにおける報告書等のとりまとめは、構成員間での協議を経て、主査が行う。
- (5) 前各項に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、構成員である参与間で協議し、主査が定める。

4. ワーキンググループの設置・運営

- (1) PTの運営上必要のある場合は、主査及び構成員である参与が協議し、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。
- (2) WGには、PTの構成員である参与が複数名参加するものとする。
- (3) WGの主査及びWGに参加する外部有識者は、PTの構成員である参与が協議し、PTの主査が指名する。
- (4) 内閣官房総合海洋政策本部事務局が、WGの事務局を務める。
- (5) その他WGの運営は、PTに準じて行う。

(別紙)

設置するPT

新海洋産業振興・創出PT

海域の利用の促進等の在り方PT

海洋観測強化PT

総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT

(注) MDA(Maritime Domain Awareness)の実現については、参与会議において、政府の取組状況のフォローアップを行う。必要に応じ、宇宙・海洋政策連携会議の場を活用する。